

財務諸表論・ゼロ&ミドル・第1回

はじめに

財務諸表論ゼロ&ミドルコース（全15回）においては、（テキスト「全体構造の理解」も配付していますが、）この講義録を中心として授業を進めます。

講義録では、（復習の際に全体構造の把握に役立つように、また、興味や理解の深まりに応えられるように）細かな・複雑な内容をも扱っています。

したがって、（特に学習の初期においては、そして、学習の中期においても）講義録のすべての事項を追求するよりも、学習の優先順位・効率性を意識して、追求する事項を取捨選択する方がよいと思います。

なお、学習の優先順位・効率性などを含む学習方法については、この講義録の後ろの方にある「学習の参考」において示しています。

目次（主なもの）

- 67-02 財務諸表
- 67-07 財務会計の概念フレームワーク（第1章）
- 67-18 会計・企業会計・財務会計・制度会計
- 67-23 財産法と損益法
- 67-31 会計公準
- 67-35 会計主体論
- 67-42 企業会計原則
- 67-61 学習の参考

学習の指針

今回の内容は、第1回の授業ということもあり、（企業会計の基準に準拠した具体的な会計理論や会計処理よりも）企業会計の概念的な基礎・抽象的な総論が中心となっています。すなわち、次回以降の授業にて扱う具体的な会計理論・会計処理と併せて復習することで、理解が深まる内容であると思われます。

したがって、個々の事項における細かな内容を追求するよりも、企業会計とはどのようなものであるかについての大まかなイメージの把握を意識するとよいでしょう。

ただし、「財産法と損益法」「企業会計原則」については、具体的な会計処理や企業会計の基準についての学習であり、（学習の初期においても）細かな内容を追求する価値はあると考えられます。

p*** (参考) 「財務諸表論」のイメージ

財務会計論	(計算)	簿記	企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成
	(理論)	財務諸表論	企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続

以下にて触れる「財務諸表」や「計算書類」などについては、今回は大まかなイメージの把握ができれば十分です。

p*** (参考) 財務諸表 (F/S)

財務諸表には様々な説明が存在するが、例えば…

↓
企業が外部の利害関係者に伝達する会計の報告書であるといわれる。

財務諸表	貸借対照表 (B/S)	一時点 (貸借対照表日) における、企業の財政状態 (資産・負債・純資産) を示す。
	損益計算書 (P/L)	一会計期間における、企業の経営成績 (利益または成果) を示す。
	株主資本等変動計算書	一会計期間における、株主資本など (純資産) の変動を示す。
	キャッシュ・フロー計算書 (C/F)	一会計期間における、キャッシュ・フローの状況を示す。
	附属明細表	B/SやP/Lの記載内容を補足するために、重要項目の期中増減や内訳明細などを示す。

(参考1) 略称について

- ① 財務諸表: F/S (financial statements)
- ② 貸借対照表: B/S (balance sheet)
- ③ 損益計算書: P/L (profit and loss statement、income statement)
- ④ キャッシュ・フロー計算書: C/F (cash flows statement、statement of cash flows)

(参考2) 損益計算書に関して、(個別財務諸表ではなく) 連結財務諸表における「(連結)包括利益計算書」(2計算書方式)や「(連結)損益及び包括利益計算書」(1計算書方式)については、「包括利益の表示に関する会計基準」を学習する際に扱います。

【財務諸表等規則・1条・1項】

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十九年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第七章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

【財務諸表等規則ガイドライン・1-1】

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいうものとする。

p***（参考）財務諸表（連結財務諸表規則・1条、財務諸表等規則・1条）

連結財務諸表	連結貸借対照表
	1 計算書方式：連結損益及び包括利益計算書 2 計算書方式：連結損益計算書・連結包括利益計算書
	連結株主資本等変動計算書
	連結キャッシュ・フロー計算書
	連結附属明細表
(個別)財務諸表	貸借対照表
	損益計算書
	株主資本等変動計算書
	キャッシュ・フロー計算書（注1）
	附属明細表

（注1）（個別）C/Fは、連結F/Sを作成していない会社が作成するものとする（財務諸表等規則・111条）。

（参考1）「包括利益の表示に関する会計基準」により、連結F/Sについては、包括利益の計算が表示されることとなった。



なお、「包括利益の表示に関する会計基準」の個別F/Sへの適用については、当面の間、個別F/Sには適用しないこととされている（包括利益の表示に関する会計基準・16-2項）。

p*** (参考) 中間財務諸表 (中間連結財務諸表規則・1条、中間財務諸表等規則・1条)

中間連結財務諸表	中間連結貸借対照表	
	1 計算書方式：中間連結損益及び包括利益計算書 2 計算書方式：中間連結損益計算書・中間連結包括利益計算書	
	中間連結株主資本等変動計算書	
	中間連結キャッシュ・フロー計算書	
	—	
中間(個別)財務諸表	中間貸借対照表	
	中間損益計算書	
	中間株主資本等変動計算書	
	中間キャッシュ・フロー計算書(注1)	
	—	

(注1) 中間(個別)C/Fは、中間連結F/Sを作成していない会社が作成するものとする(中間財務諸表等規則・70条)。

p*** (参考) 四半期財務諸表の範囲 (四半期連結財務諸表規則・1条、四半期財務諸表等規則・1条)

四半期連結財務諸表	四半期連結貸借対照表	
	1 計算書方式：四半期連結損益及び包括利益計算書 2 計算書方式：四半期連結損益計算書・四半期連結包括利益計算書	
	—	
	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	(注2)
	—	
四半期(個別)財務諸表 (注1)	四半期貸借対照表	
	四半期損益計算書	
	—	
	四半期キャッシュ・フロー計算書	(注2)
	—	

(注1) 四半期連結F/Sを開示する場合には、四半期個別F/Sの開示は要しない(四半期財務諸表に関する会計基準・6項)。

(注2) 第1四半期及び第3四半期において、C/Fの開示を省略することができる(四半期財務諸表に関する会計基準・5-2項、6-2項)。

p*** (参考) 「計算書類」

株式会社は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

(参考1) 計算書類の他に、事業報告、計算書類の附属明細書、事業報告の附属明細書が作成される。

計算書類	貸借対照表	(計算書類の附属明細書)
	損益計算書	
	株主資本等変動計算書	
	個別注記表	
事業報告		(事業報告の附属明細書)

【会社法・435条（計算書類等の作成及び保存）】

- 1 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

【会社計算規則・59条・1項】

- 1 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

p*** (参考) 「連結計算書類」

連結計算書類	連結貸借対照表
	連結損益計算書
	連結株主資本等変動計算書
	連結注記表

(MEMO)

【会社法・444条（連結計算書類）】

- 1 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。
- 2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

【会社計算規則・61条】

法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 この編（第二百十条及び第二百十条の二を除く。）の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの
 - イ 連結貸借対照表
 - ロ 連結損益計算書
 - ハ 連結株主資本等変動計算書
 - ニ 連結注記表
- 二 第二百十条の規定に従い作成されるもの
- 三 第二百十条の二の規定に従い作成されるもの

p***（後回し）「臨時計算書類」

会社法においては、事業年度中の一定の日を臨時決算日と定めて決算を行い、臨時計算書類を作成することが認められている。



臨時決算を行うことにより、臨時決算日までの損益を利益剰余金などの分配可能額に含めることができる。

臨時計算書類	貸借対照表
	損益計算書

【会社法・441条（臨時計算書類）】

- 1 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（以下この項において「臨時決算日」という。）における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、次に掲げるもの（以下「臨時計算書類」という。）を作成することができる。
 - 一 臨時決算日における貸借対照表
 - 二 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

以下にて触れる「概念フレームワーク」については、後で詳しく扱うことから（ゼロ&ミドルの第15回を予定しています。）、今回は大まかなイメージの把握ができれば十分です。

p*** (参考)「財務会計の概念フレームワーク」

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」

前文

1 (参考) 概念フレームワークの役割

企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念を体系化したもの	→ 会計基準に対する理解が深まる。
既存の基礎的な前提や概念を要約するだけでなく、吟味と再検討を加えた結果を反映したもの	→ 将来の基準開発に（基本的な）指針を与える。

(参考1) 概念フレームワークは、企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念を体系化したものである。

↓

それは、会計基準の概念的な基礎を提供するものであり、それによって、会計基準に対する理解が深まり、その解釈についての予見可能性も高まるであろう。

↓

また、概念フレームワークは、財務諸表の利用者に資するものであり、利用者が会計基準を解釈する際に無用のコストが生じることを避けるという効果も有するであろう。

(参考2) 概念フレームワークは、将来の基準開発に指針を与える役割も有するため、既存の基礎的な前提や概念を要約するだけでなく、吟味と再検討を加えた結果が反映されている。

↓

したがって、概念フレームワークの内容には、現行の会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれていたりする。

↓

しかし、概念フレームワークは個別具体的な会計基準の新設・改廃をただちに提案するものではない。

↓

その役割は、あくまでも基本的な指針を提示することにある。

2 (参考) 概念フレームワークと会計基準

概念フレームワークは、
企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであるから…

↓
その記述内容はおのずから抽象的にならざるを得ず…

↓
個別基準の設定・改廃に際しては、
概念フレームワークの内容に関する解釈が必要になる。

↓
そのため、概念フレームワークだけでは、
個別の会計基準の具体的な内容を直接定めることはできない。

次の「概念フレームワークの必要性」は、「概念フレームワーク」に示されている事項ではありませんが、「概念フレームワーク」に関連する事項であるため扱うこととしました。

p*** (後回し) 概念フレームワークの必要性

(後回し1) 日本において概念フレームワークが求められることとなったのは、①企業会計をめぐる環境の変化速度の速さ、②ピースミール (piecemeal) 方式による会計基準の設定、及び③国際的な対応などを挙げることができる。

↓
①今日においては、経済活動の国際化や複雑化 (例：今まで存在していなかった手法による新たな金融商品の開発) といった企業及び企業会計をめぐる環境の変化により、会計思考の重点が移動したり、新たな会計事象への対応が求められることとなってきている。

↓
これに対応して会計基準などの設定や改正を行うにあたり、明文化されていない諸概念の体系では利用しづらい状況が生まれてきた。

↓
また、②急激な環境変化に対応するため、会計基準の設定は、1つにまとめた「企業会計原則」を改正するというかたちを取るのではなく、個々のテーマごとに個々に会計基準を設けるというピースミール方式が採用されるようになった。

↓
このような個別的な対応は、迅速な対応が可能となる利点がある一方で、個々の会計基準間での不整合が生じる危険性を伴うことになる。

↓
この危険性を排除するためには、すべての会計基準の基盤となる基礎的な概念の体系が、文書 (statement) として求められることになる。

↓
(なお、③については、省略します。)

第1章 財務報告の目的

1. ディスクロージャー制度における各当事者の役割

ディスクロージャー制度の主たる当事者としては、投資家、経営者、及び監査人の3者を想定できる。

ディスクロージャー制度における各当事者の役割	投資家	情報を利用して、企業に資金を提供する。
	経営者	情報を開示して、資金を調達する。
	監査人	保証業務を通じて、情報の信頼を高める。

投資家は、不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金を企業に投下する。



その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は、企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。



経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした情報である。

(1) 投資家（投資者）

投資家には、潜在的な投資家も含まれる。

投資家	証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいい、これらを現に保有する者だけでなく、 これらを保有する可能性のある者を含んでいる。
-----	--

(MEMO)

投資家は開示された情報を利用して、
自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価する。

↓
投資家の中には会計情報の分析能力に優れた者のほか、
自らは十分な分析能力を持たず専門家の助けを必要とする者も含まれているが…

↓
証券市場が効率的であれば、
情報処理能力の差は投資家の間に不公正をもたらさない。

↓
それゆえ、会計基準の設定にあたっては、原則として、
一定以上の分析能力を持った投資家を想定すればよい。

(参考1) 今日の証券市場においてはさまざまな情報仲介者が存在し、十分な分析能力を持たない投資家に代わって証券投資に必要な情報の分析を行っている。

↓
十分な分析能力を持たない投資家も、これらの仲介者を利用することにより、分析能力を高めるのに必要なコストを節約しながら証券投資を行うことができる。

↓
概念フレームワークでは、一定以上の分析能力を持つ投資家を情報の主要な受け手として想定している。

(2) 経営者

経営者には、投資家はその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待されている。

↓
将来の企業成果の予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、
経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である。

(注1) 会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにある。

(MEMO)